

## 富山県元気な雪国づくり事業に関する実施要綱

### (目的)

第1条 富山県元気な雪国づくり事業は、富山県内の個人、グループや国内の高等教育機関の教員等から雪に関する調査研究や普及啓発活動などの計画を募集し、その事業の実施に対して支援することにより、誰もが住みたい雪国富山の実現と雪対策の先進県富山のアピール、さらには雪国文化と雪に関わる科学技術の発信拠点の形成を進めることを目的とする。

### (事業計画の募集)

第2条 富山県（以下「県」という。）は、毎年度、県内の個人、グループ、企業や国内の高等教育機関の教員等から、雪に関する調査研究、技術開発や学術講演会の開催等の普及啓発事業についての計画を募集する。

2 対象となる事業の内容は、雪に関するもので、次のいずれかに該当するものとする。

ただし、県又は県が出捐する団体から既に補助事業に採択されているものを除く。

#### (1) 調査研究・技術開発事業

雪による障害の克服や雪の利活用等に関する調査研究又は技術開発並びに越冬及び雪に関わる生活文化に関する調査研究又は技術開発

#### (2) 普及啓発事業

県内で開催する雪に関する学習機会の提供

3 募集対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

ただし、国家公務員又は地方公務員が応募する場合は、研究職、教育職又は医療職のいずれかに該当する場合に限る。

#### (1) 調査研究・技術開発事業

ア 県内に住所を有する個人・グループ又は団体

イ 国内の高等教育機関の教員又は学生

ウ 県内に事業所を有する企業

エ 県内の大学又は企業と共同研究を行う企業

#### (2) 普及啓発事業

前号アからエまで及び富山県立を除く県内の博物館法の規定に該当する博物館及び博物館相当施設

4 対象となる経費は、事業を実施するために必要な謝金、旅費、事務費等とする。

なお、備品購入費（1品当たり10万円以上の物品の購入経費の合計）については対象経費全体の3分の1以下とする。

5 募集の時期は、毎年度概ね4月から6月とする。

### (審査会)

第3条 応募のあった事業計画の審査、選定を行う機関は、富山県元気な雪国づくり事業（調査研究）部会（以下「部会」という。）とする。

(事業の審査、選定)

第4条 部会は、応募された事業計画を審査し、本事業の目的に合致し、支援にふさわしい事業を選定する。

(選定事業に対する支援)

第5条 県は、選定された事業に対し、予算の範囲内で対象経費の全部又は一部について補助を行うものとする。

なお、補助の金額及び手続き等については、知事が別に定める。

(事業の管理)

第6条 県は、事業の適切な実施を図るため、適宜進捗状況を把握し、必要に応じて書類検査や現地調査を行うものとする。

2 県は、事業の実施により一定の成果が得られたと認めた場合は、事業の内容及び成果などを公表し、普及に努めるものとする。

(調査研究成果の帰属)

第7条 事業の実施により取得した特許権、実用新案権又は意匠権について、知事が、著しい公益性があり、公共の事業に利用することが有効であると認める場合は、書面により事業者の承認を得たうえ、無償で利用できるものとする。

(その他)

第8条 本要綱に定めのない事項で、事業実施に関わるものについては、別途定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第2条第2項第3項に規定する事業で、平成13年度に実施するものについては、この要綱の規定にかかわらず、事業の選定は別に知事が行うものとする。

2 事業計画の募集は、平成13年度については、11月とする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。